

議案第39号

杉並区立社会教育センター外1施設の指定管理者の指定について
上記の議案を提出する。

令和4年5月20日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区立社会教育センター外1施設の指定管理者の指定について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、公
の施設の管理を行わせる者を下記のとおり指定する。

記

1 公の施設の名称

- (1) 杉並区立社会教育センター
- (2) 杉並区立高円寺地域区民センター

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

東急コミュニティー・東急文化村・協和産業共同事業体
世田谷区用賀四丁目10番1号

3 指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

(提案理由)

杉並区立社会教育センター外1施設に係る指定管理者を指定する必要がある。
なお、この議案は、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、提出す
るものである。